

未来の看護職員を育てるために 看護学生の実習にご協力ください

看護学生は、看護職員になるために
様々な分野、様々な方に対する支援を学んでいます。
あなたの地域を支える未来の看護職員を育てるために、
みなさまのご理解・ご協力をお願いいたします。

例) 看護師になるための教育内容

基礎分野

- 科学的思考の基盤
- 人間と生活・社会の理解

専門基礎分野

- 人体の構造と機能
- 疾病の成り立ちと回復の促進
- 健康支援と社会保障制度

専門分野I

- 基礎看護学

専門分野II

- 成人看護学
- 老年看護学
- 小児看護学
- 母性看護学
- 精神看護学

統合分野

- 在宅看護論
- 看護の統合と実践

(医療施設等での実習)

- 基礎看護学
- 成人看護学
- 老年看護学
- 小児看護学
- 母性看護学
- 精神看護学

- 在宅看護論
- 看護の統合と実践

(保健師助産師看護師学校養成所指定規則 別表3より改変)

看護学生の実習についてご不明な点は、教員や施設の担当者におたずねください。



実習での学びが看護学生を大きく育てます

看護学生は、住み慣れた地域で生活・療養するみなさまが、自分らしく暮らし続けられるような支援について学ぶため、実習を行っています。病院の他、診療所、訪問看護ステーション、介護老人保健施設、保育所など、様々な場所でのご協力が必要です。

看護職員になるためには、実習での経験が不可欠です。 真剣に学んで来た看護学生のさらなる一步を みなさんで応援してください。

毎年約7万5千人の学生が、
看護職員になるため、あらたに看護学校に入学します。
学校では、様々な健康状態に応じて看護ができるよう、
知識や技術、さらに観察力や判断力を養います。
学校で学んだことを直接みなさまと関わりながら実践することで、
幅広い価値観、人に寄り添う姿勢を身に付けることができます。



診療所



病院



保育所



介護老人保健施設
特別養護老人ホーム



保健センター
地域包括支援センター



重症心身障害児(者)施設



助産所



ご自宅
(訪問看護ステーション)

看護学実習の3つの約束

1

みなさまの
権利を守ります。

実習にあたってはみなさまの権利を保障し、事前に十分な説明を行い、ご協力の同意を得た上で実施します。

2

みなさまの
安全を守ります。

実習にあたっては事前の準備はもちろん、実施可能なレベルまで看護技術を習得してから臨みます。

3

みなさまの
個人情報を守ります。

プライバシーの保護を最優先とし、実習で知り得たみなさまに関する情報を他者に漏らすようなことはありません。

■看護学生は様々な場所でみなさまへの支援を学びます

- 保育所へ通うお子さんへの支援
- 保健所、市町村保健センター、地域包括支援センターでの健康支援
- 介護老人保健施設や特別養護老人ホームで過ごす高齢者への支援
- ご自宅で療養される方への訪問看護
- 助産所での妊婦さんや赤ちゃんへのケア